

平成31年 4 月 7 日執行 統 一 地 方 選 挙

1	あらし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	10
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	10
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	10
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	16
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	16
4	選挙人名簿登録者数	17
	(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録	17
	(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録	17
5	選挙長及び開票管理者等	18
	(1) 選挙長及び同職務代理者等	18
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	18
6	選挙事務関係者	19
	(1) 投票事務関係者	19
	(2) 開票事務関係者	20
	(3) 選挙会事務関係者	20
7	選挙啓発事業	21

(別冊 1) 広島県議会議員一般選挙

(別冊 2) 広島市議会議員一般選挙

(別冊 3) 広島市長選挙

花電車の運行



区役所に掲出した懸垂幕



街頭での啓発グッズの配布



市議会議員選挙の立候補予定者説明会



市長選挙の七つ道具点検



市長選挙の立候補受付



投票風景



開票風景



ポスター掲示場（中区）



ポスター掲示場（東区）



ポスター掲示場（南区）



ポスター掲示場（西区）



ポスター掲示場（安佐南区）



ポスター掲示場（安佐北区）



ポスター掲示場（安芸区）



ポスター掲示場（佐伯区）



1 あらまし

広島県議会議員（平成31年4月29日任期満了）・広島市議会議員（平成31年5月1日任期満了）の一般選挙及び広島市長（平成31年4月11日任期満了）選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律」（平成30年法律第101号 平成30年12月14日公布・施行）により、平成31年4月7日に第19回統一地方選挙として執行した。

なお、今回の選挙から都道府県又は市の議会の議員の選挙について選挙運動用ビラの頒布が可能となった。

また、広島県議会議員選挙及び広島市議会議員選挙において選挙公報を発行することとなった。

【広島県議会議員一般選挙】

広島県議会議員一般選挙の立候補者は、定数64人に対して、前回（平成27年4月12日執行）と同数の77人が届け出た（倍率1.20倍）。

広島市での立候補者は定数26人に対して、前回の32人より4人少ない28人が届け出た（倍率1.08倍）。

県下23選挙区のうち14選挙区が無投票となり、広島市においては、中区、南区、西区、安佐南区、安芸区及び佐伯区選挙区が無投票となった。

投票率は、前回の41.71%に比べて、1.96ポイント低い39.75%となった。広島市では前回の43.91%に比べて、2.88ポイント低い41.03%となった。

【広島市議会議員一般選挙】

広島市議会議員一般選挙の立候補者は、定数54人に対して、前回（平成27年4月12日執行）の79人より1人多い80人が届け出た（倍率1.48倍）。

投票率は、前回の42.68%に比べて、6.15ポイント低い36.53%となった。

【広島市長選挙】

広島市長選挙の立候補者は、前回（平成27年4月12日執行）の5人より2人少ない3人が届け出た。

投票率は、前回の42.78%に比べて、6.16ポイント低い36.62%となった。

開票の結果、松井かずみ候補（無所属）295,038票、せんこう和幸候補（無所属）27,876票、金子かずひろ候補（無所属）22,365票となり、松井かずみ候補が当選した。

(2)

2 事務執行日程

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 示 議 前・ 県 後 議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
					・ 選挙執行計画の決定 ・ 臨時啓発事業計画の策定及び実施 ・ 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 ・ 諸印刷物の発注依頼 ・ 候補者のしおりの検討 ・ 選挙公報掲載申請のしおりの検討 ・ 公費負担のしおりの検討 ・ 投・開票事務取扱要領の検討 ・ 選挙公報配布計画の検討 ・ 区選管等との打合せ ・ 供託物取扱機関への選挙期日・立候補届出期間の通知		・ 選挙執行計画及び事務分担の決定 ・ 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 ・ 開票管理者及び同職務代理者の内定 ・ 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 ・ 投・開票事務従事者の選定 ・ 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 ・ 選挙のお知らせ関係事務 ・ 個人演説会関係事務 ・ ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 ・ 選挙人名簿選挙時登録の準備 ・ 投票箱等投・開票器材の配送計画 ・ 選挙公報配布の補完措置 ・ 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 ・ 市広報紙(区版)へ臨時啓発記事掲載依頼 ・ 区役所懸垂幕のぼり掲示場所の確保			※【県議】投票用紙 白色の用紙に黒色のインクで印刷 ※【市議】投票用紙 水色の用紙に赤色のインクで印刷 ※【市長】投票用紙 黄色の用紙に黒色のインクで印刷	
1/7	月	-90	-76	-81	・ 【県議】【市議】【市長】後援団体に 関する寄附等の禁止期間の開始 (選挙期日前90日に当たる日から 選挙期日まで)	特例法6					
1/15	火	-82	-68	-73	・ 選挙事務従事者(市職員)の協力 要請						
1/16	水	-81	-67	-72	・ 人事課へ職員データの提供を依頼						
1/23	水	-74	-60	-65	● 委員会開催(定例) 15:30 委員室						
1/28	月	-69	-55	-60	・ 管理職職員従事計画(案)を各任命 権者へ提出						
2/1	金	-65	-51	-56	・ 【市議】【市長】市広報紙への記事 掲載(立候補予定者説明会)						
2/6	水	-60	-46	-51	・ 【県議】【市議】【市長】署名収集の 禁止期間の開始(選挙の期日前60 日から選挙期日まで)	特例法 施行令2					
2/7	木	-59	-45	-50	△ 選挙係長・担当者会議 13:30 委員室						
2/10	日	-56	-42	-47							・ 【市長】任期満了日前 60日
2/13	水	-53	-39	-44	● 委員会開催(臨時) 14:00 委員室 ・選挙日程及び臨時啓発事業 ・選挙長、同職務代理者の内定 ・ポスター区画数の決定 △ 市・区選管委員長・事務局長合同 会議 15:00 北庁舎3階第2・3会議室						
2/14	木	-52	-38	-43							【県議】市区町事務打 合せ会 13:30 県庁
2/15	金	-51	-37	-42	・ ポスター掲示場設置業務 (開札日)						
2/19	火	-47	-33	-38	・ ポスター掲示場設置業務 (落札決定)						
2/20	水	-46	-32	-37	△ 【市長】確認団体説明会 10:00 北庁舎3階第2会議室 △ 【市長】立候補予定者説明会 13:30 北庁舎3階第2会議室						
2/21	木	-45	-31	-36	● 委員会開催(定例) 15:30 委員室						・ 【県議】不在者投票指定 施設研修会 県庁 13:30
2/22	金	-44	-30	-35	・ 各任命権者へ期日前投票事務従 事者の選任を依頼(出張所等) ・ ポスター掲示場設置業務 (契約締結)						
2/26	火	-40	-26	-31	△ 【市議】確認団体説明会 10:00 北庁舎3階第2会議室 △ 【市議】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎2階講堂						
2/27	水	-39	-25	-30	・ 【市長】【市議】投票用紙印刷及び 引継ぎ(区選管立会) ・ 各任命権者へ投・開票事務従事者 の選任を依頼		・ 【市長】【市議】投票用紙受領 ・ 大字、投票区設定、投票区ス ペース及び投票所設定確認期限				・ 【県議】立候補予定者 説明会 2/27～3/1 (広島市 3/1)

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 長 後 議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
3/1	金	-37	-23	-28	● 委員会開催(臨時) 15:30 委員室 ・ 電算データ現在日		● 委員会開催(定時登録) ・ 選挙人名簿登録の移替延期期間の告示期限 ・ 市民と市政(区版)への記事掲載(投票所臨時職員募集等)	特例法 施行令1、 令17、市 事12の2			
3/2	土	-36	-22	-27	・ 名簿登録処理		・ 名簿登録処理(確認) ・ 選挙人名簿登録の移替延期開始(選挙期日まで)	特例法 施行令1、 令17			・ 【市議】任期満了日前 60日
3/3	日	-35	-21	-26	・ 大量帳票作成用データ調製期限						
3/4	月	-34	-20	-25	・ 大量帳票作成用データの業者引渡し						・ 【県議】選挙長等事務 打合せ会 13:30 県庁
3/6	水	-32	-18	-23	△ 選挙長等事務打合せ会 15:00 北庁舎3階第2会議室 ・ 管理職職員決定通知書の送付		・ ポスター掲示場設置開始				・ 【県議】投票用紙印刷
3/8	金	-30	-16	-21			・ 【県議】投票用紙受領				・ 【県議】投票用紙発送
3/11	月	-27	-13	-18	・ 【市長】立候補届出関係書類の事前審査(12日まで)※選挙公報関係書類審査含む 8:30～ 市選管事務局選挙課・啓発課		・ 【県議】立候補届出関係書類の事前審査 10:00～ 区選管事務局 ・ 選挙人名簿抄本を受領・点検				
3/12	火	-26	-12	-17	・ 【市議】【市長】確認団体の申請書類の事前審査 8:30～ 市選管事務局選挙課						
3/13	水	-25	-11	-16			・ 【市議】立候補届出関係書類の事前審査(15日まで)※選挙公報関係書類審査含む 8:30～ 区選管事務局				
3/15	金	-23	-9	-14	・ 市広報紙への記事掲載(投票日・期日前投票等)						
3/18	月	-20	-6	-11			・ 期日前投票事務従事者リストを市選管へ提出				
3/19	火	-19	-5	-10			・ ポスター掲示場設置完了 ・ 選挙のお知らせ受領・点検				
3/20	水	-18	-4	-9	・ 各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼		△ 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 佐伯区				
3/22	金	-16	-2	-7			・ 「選挙のお知らせ」発送 ・ ポスター掲示場設置検収 △ 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 南区、安芸区、佐伯区	令31、市 事25			
3/23	土	-15	-1	-6	・ 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) ● 委員会開催(臨時) 17:00 委員室 ■ 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 ■ 【市長】ポスター掲示場の掲示開始日の告示 △ 【市長】立候補届受付リハーサル 15:00 本庁舎2階講堂	事83 自治法 74.75.76, 80.81.86, 地教法8, 合併特 例法4.5 法144の 2、市条1、 市事104	・ 【市長】選挙人名簿登録基準日・登録日 ・ 選挙人名簿登録者数の報告(県選管・市選管へ) ● 委員会開催 ・ 【市長】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ■ 【市長】ポスター掲示場の設置場所の告示 ・ 【市長】期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所)	法22 令22、市 12.83、市 事18 令53.59 の4、市事 47の2 法144の 2、市条1、 市事101			

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 議 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
3/24	日	14	0	5	【市長】選挙期日の告示日						■ 県選管 【市長】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙)
					■ 【市長】選挙公報掲載申請(撤回)の受理 8:30～17:00 本庁舎2階講堂 市選管事務局	市公衆3①、市公規2、市公規4②	■ 【市長】投票管理者及び同職務代理者(期日前投票所)の選任告示	法37,48の2、令25,49の7、市事20,45の4	■ 【市長】選挙長事務取扱場所の告示	市事67	
					■ 【市長】選挙長及び同職務代理者の選任告示	法75、令81、市事66	■ 【市長】期日前投票所の告示	法41,48の2、市事24,45の4	・ 【市長】立候補届出(辞退)の受理 8:30～17:00 本庁舎2階講堂 市選管事務局	法86の4	
					■ 【市長】選挙会の場所及び日時の告示	法78、市事69	■ 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法175③、連56、市事156	■ 【市長】立候補届出者の氏名等の告示	法86の4、市事73	
					■ 【市長】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示	法196、市事161	■ 【市長】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法62、市事52	■ 【市長】選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法76、市事68	
					■ 【市長】選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	市公衆4②	■ 【市長】不在者投票の投票記載場所の告示	市事33、市事46	・ 【市長】候補者の被選挙権調査	市事75	
					・ 【市長】立候補届出状況の報告受理(選挙長から)	法86の4、令92、市事74	・ 【市長】開票立会人届出受理開始	法62、市事53	・ 【市長】選挙立会人の届出受理開始	法76	
					・ 【市長】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理	法130、令108、市事87	・ 【市長】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(市選管へ)	法130、令108、市事87	・ 【市長】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管)	法86の4、令92、市事74	
					・ 【市長】出納責任者選任(異動)の届出受理	法180、市事157	・ 【市長】ポスター掲示場への掲示開始	法144の2、市事104			
					・ 【市長】選挙運動に使用する事務員等の届出受理	法197の2	・ 【市長】ポスター掲示の便宜供与	令111の2、市事107			
					・ 【市長】選挙公報掲載文の届出受理	市公規2	・ 【市長】公堂施設使用の個人演説会開催の申出受理開始	法163、令112			
					・ 【市長】選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施 17:20 本庁舎9階第1会議室	市公衆4②	・ 【市長】選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限	法24			
					・ 委員長談話、明推協会長談話		・ 選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)	法28の2,28の3			
							・ 【市長】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知	法38,48の2、令27,49の7、市事21,45の4			
					【確認団体関係】						
					・ 【市長】政治団体の確認申請の受理開始 本庁舎2階講堂 (市選管事務局)	法201の9③、令129の4					
					・ 【市長】確認書の交付	法201の9③、市事164					
					・ 【市長】政治活動用自動車の表示の交付	法201の11③、市事166					
					・ 【市長】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付	法201の11⑧、市事169					
					・ 【市長】政治活動用ポスターの証紙の交付	法201の11④、市事167					
					・ 【市長】政談演説会の開催届出の受理開始	法201の11②、令129の5②、市事165					
					・ 【市長】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始	法201の9①、市事163					
					・ 【市長】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始	法201の15、市事171	・ 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 17:30	法175③、連56			
					・ 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管から報告受理		・ 【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告				
							・ 【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置	令32,49の7、市事26,45の4			
							・ 【市長】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ	令28,49の7、市事36,45の4			
					● 委員会開催(臨時) 18:00 委員会 ・ 立候補届出状況 ・ 確認団体申請状況						

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	告 示 市・県 議・長	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
3/25	月	13	1	4			・【市長】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所 ・【市長】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 ・速報リハーサル(第1回)県選管 13:00～	法48の2.49、令50～ 法175②、令125の4、運56			・速報リハーサル(第1回)県選管 13:00～
3/26	火	12	2	3	・【市長】選挙公報の印刷		・【市長】公営施設使用の個人演説会開始 △ 庶務係事務説明会 14:00 西区 △ 投票管理者及び同職務代理人打合せ会 15:00 中区、東区、西区、安佐南区、安佐北区	法161.163、令112			
3/27	水	11	3	2	△ 開票事務打合せ会 10:00 委員室 ・【市長】選挙公報(補完分)区選管へ送付	市公衆5②、市公規7	・「選挙のお知らせ」発送(新規登録分)	令31、市事25			
3/28	木	10	4	1	・選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) ● 委員会開催(定例) 15:30 委員室 ■ 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 ■ 【市議】ポスター掲示場の掲示開始日の告示	事83 自治法74.75.76、80.81.86、地教法8、合併特例法4.5 法144の2、市条1、市事104	・【県議】【市議】選挙人名簿登録基準日・登録日 ・選挙人名簿登録者数の報告(県選管・市選管へ) ● 委員会開催 ・【県議】【市議】不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 ■ 【県議】【市議】ポスター掲示場の設置場所の告示 ・期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所) △ 【県議】【市議】立候補届受付リハーサル 区役所	法22 令22、事12.83、市事18 令53.59の4、市事47の2 法144の2、市条1、市事98.101			
3/29	金	9	5	0	【県議】【市議】選挙期日の告示日						
					■ 【市議】選挙長及び同職務代理人の選任告示	法75、令81、市事66	■ 【県議】【市議】投票管理者及び同職務代理人(期日前投票所)の選任告示 ■ 【県議】【市議】【市長】投票管理者及び同職務代理人(投票所)の選任告示 ■ 【県議】【市議】選挙公報掲載申請(撤回)の受理 8:30～17:00 区役所 ■ 【県議】【市議】【市長】投票所の告示 ■ 【県議】【市議】期日前投票所の告示	法37.48の2、令25.49の7、市事20.45の4 法37、令25、市事16、市事20 市議公衆3①、市議公規2、市議公規4② 法41、市事24 法41.48の2、市事24.45の4	■ 【県議】【市議】選挙長事務取扱場所の告示 ・【県議】【市議】立候補届出(辞退)の受理 8:30～17:00 区役所	市事67 法86の4	■ 県選管【市議】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙)

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 議 長 議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考																							
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令																								
(3/29)	金	9	5	0	■【市議】選挙会の場所及び日時の告示 ■【市議】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 ■【市議】開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない旨の告示 ・【県議】【市議】候補届出状況の報告受理(選挙長から) ・【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 ・【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理 ・【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 ・委員長談話、明推協会長談話 【確認団体関係】 ・【市議】政治団体の確認申請の受理開始 市選管事務局 ・【市議】確認書の交付 ・【市議】政治活動用自動車の表示の交付 ・【市議】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 ・【市議】政治活動用ポスターの証拠の交付 ・【市議】政談演説会の開催届出の受理開始 ・【市議】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始 ・【市議】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を区選管からの報告受理 ●委員会開催 18:30 委員会 ・立候補届出状況 ・確認団体申請状況	法78、市事69	■【県議】【市議】【市長】投票所の開閉時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■【県議】【市議】投票所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■【県議】【市議】【市長】開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■【県議】【市議】【市長】開票の場所及び日時の告示 ■【県議】【市議】開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時の告示 ■【県議】【市議】不在者投票の投票記載場所の告示 ・【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(県・市選管へ) ・【県議】【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理・同報告(県・市選管へ) ・【県議】【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理・同報告(県・市選管へ) ・【県議】【市議】開票立会人届出受理開始 ・【県議】【市議】ポスター掲示場への掲示開始 ・【県議】【市議】ポスター掲示の便宜供与 ・【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開催の申出受理開始 ・【県議】【市議】選挙人名簿選挙時登録に関する異議申出期限 ・【県議】【市議】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)(市長選挙期間中のため既に中断) ・【県議】【市議】【市長】投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知 ・【県議】【市議】【市長】投票所開閉時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 ・【県議】【市議】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 ・【県議】【市議】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設営 ・【県議】【市議】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施 17:20 県議 18:20 市議 ・【市議】選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施 17:50 ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじの結果を市選管へ報告 ・開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 佐伯区 ・投・開票事務従事者データを市選管へ提出	法40、市事23	法175③、 運56、市 事156	法61、令 68、事46、 市事51	法64	法62、市 事52	法33、市 事46	法130、令 108、市事 87	法180、市 事157	法197の 2	法62、市 事53	法144の 2、市事 104	令111の 2、市事 107	法163、令 112	法24	法28の2、 2.28の3	令92	法40	法38,48 の2、令 27.49の 7、市事 21.45の4	令32.49 の7、市 23、市事 26.45の4	令28.49 の7、市 20、市事 36.45の4	法175③、 運56	市議公 報条4②、 市議公 報規6⑥	法86の4、 市事73	法76、市 事68	市事75	法76	法86の4、 令92、市 事74

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 議 長・副 議長	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
3/30	土	8	6	1	・ 街頭啓発 (JR広島駅南口)		・ 【県議】【市議】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所 ・ 【県議】【市議】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 ・ 街頭啓発(中区、東区) 啓発物資を配布	法48の2、49、令50～ 法175②、令125の4、運56			
3/31	日	7	7	2	・ 【市長】選挙公報を新聞折込により配布 (中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) ・ 【市議】選挙公報の印刷 ・ 宣伝車による投票の呼びかけ	市公条5②	・ 【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開始 ・ 街頭啓発(安佐北区) 啓発物資を配布	法161、163、令112			
4/1	月	6	8	3	・ 【県議】【市議】選挙公報(補完分)区選管へ送付	市議公条5②、市議公規7					
4/2	火	5	9	4			△ 開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 西区、安佐南区、安佐北区 15:30 中区 ・ 【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任についての内申期限 市事21				・ 市区町速報結果報告事務打合せ会 14:00 場所未定
4/3	水	4	10	5	・ 各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼		● 委員会開催(告示日選任の投票立会人以外を選任) ・ 重度身体障害者の郵便等による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・ 【県議】【市議】【市長】選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m内にあるもの) ・ 速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～ △ 開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 東区、南区、安芸区(リハーサルも実施) ・ 街頭啓発(南区) 啓発物資を配布	令59の4 法132			・ 速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～
4/4	木	3	11	6	・ 【県議】【市議】選挙公報を新聞折込により配布 (中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) ・ (補充立候補の場合)区選管から掲載順序の報告受理	市議公条5②	・ 【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者への通知期限 ・ 【県議】【市議】【市長】開票立会人届出期限 ・ 【県議】【市議】【市長】開票立会人を定めるくじ 県議 17:20 市議 17:30 市長 17:40 ・ 【県議】【市議】【市長】開票立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人及び開票管理者への通知 ・ (補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじ(掲載順序の結果を市選管へ報告) 県議 18:10 市議 18:20 市長 18:30 ・ 【県議】【市議】【市長】公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日	法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62 法62、令70の2、市事54.55 法175③、運56 法163	・ 【県議】【市議】【市長】選挙立会人の届出期限 法76、令82 ・ 【県議】【市議】【市長】選挙立会人を定めるくじ 県議 17:50(区) 市議 18:00(区) 市長 17:30(市) ・ 【県議】【市議】【市長】選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人への通知 法76		
4/5	金	2	12	7	・ 【市議】【市長】選挙公報の配布期限 (6日まで) ・ 投票所周知用看板設置開始 (8日まで) ・ 県・市合同の街頭啓発 (八丁堀交差点付近)	法170、市議公条5、市公条5	・ 【県議】【市議】【市長】選挙公報の配布期限	法170、県議公条5、市議公条5、市公条5			

月 日	曜 日	市 期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市 示 議 前 ・ 県 後 議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
4/6	土	1	13	8	【県議】【市議】【市長】 選 挙 運 動 最 終 日						
					・ 宣伝車による投票の呼びかけ		・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票・不在者投票 最終日	法48の2①、令50			
					・ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数の速報受理		・ 街頭啓発(中区、東区、南区、安佐北区を除く)啓発物資を配布		令32、事23、事26		
							・ 【県議】【市議】【市長】投票所設営		事50、事56		
							・ 【県議】【市議】【市長】開票所設営				
							・ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数を市選管へ速報				
							・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領	法55.48の2⑤、令49の11			
							・ 【県議】【市議】【市長】投票用紙、抄本(電子データ)、氏名揭示紙(県議・市議等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ	令28、事20、事36			
4/7	日	0	14	9	【県議】【市議】【市長】 選 挙 期 日						
					・ 投票状況速報受理(1時間毎及び結果)		●委員会開催				
							〔 投 票 〕				
							投票状況を県及び市選管へ速報(1時間毎及び結果)	事52、事43			
							投票時間 7:00～20:00	法40			
							※ 投票時間変更の投票所				
							南 区 似 島				
							6:00～18:00				
							金 輪				
							7:00～18:00				
							佐伯区 第二十一・上多田				
							7:00～18:00				
							投票区数 広島市計276区				
							中 区 23区 東 区 22区				
							南 区 33区 西 区 37区				
							安佐南区 39区 安佐北区 60区				
							安芸区 18区 佐伯区 44区				
							・ 【県議】【市議】【市長】投票所内に候補者の氏名等を掲示	法175①、運56			
							・ 【県議】【市議】【市長】投票所入口から300m内にある選挙事務所の開鎖命令	法134			
							・ 【県議】【市議】【市長】不在者投票及び同調書を指定投票区の投票管理者へ送致	令60.61			
							・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票を開票管理者へ送致	法55.48の2⑤			
							〔 開 票 〕				
							・ 【県議】【市議】【市長】投票箱等(投票所及び期日前投票所)送致物受付	法55.48の2⑤			
							・ 【県議】【市議】【市長】開票開始時刻	法64			
							21:20				
							・ 【県議】【市議】【市長】開票状況(22:00から30分毎及び結果)を速報(県選管・市選管へ)	法66、事62			
							・ 開票の場所	法63			
							中 区				
							広島市立国泰寺中学校				
							東 区				
							広島市立二葉中学校				
							南 区				
							広島市立広島工業高等学校				
							西 区				
							広島市立中広中学校				
							安佐南区				
							広島市立沼田高等学校				
							安佐北区				
							広島市立広島中等教育学校				
							安芸区				
							広島市立矢野中学校				
							佐伯区				
							広島市立五日市中学校				

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 議・ 市 長 市 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	
4/8	月	1	15	10	・【市議】【市長】開票録写し・開票結果・選挙結果の報告書を検収 ・【市議】【市長】当選人決定の報告を受理 ・【市議】【市長】選挙録等の受理 ● 委員会開催(臨時) 【市長】当選人の氏名・住所 10:30 委員会 【市議】当選人の氏名・住所 14:00 委員会 ■ 【市議】【市長】当選人の氏名・住所の告示 ・【市長】当選告知及び当選証書付与 11:30 会議室 ・【市議】【市長】当選人決定及び当選等に関する報告(県知事、県選管) ・投票所周知用看板撤去開始 (9日まで)	市事77 法101の3、市事77 法83、令85、市事77 法101の3、市事78 法101の3②、105① 法108	・【県議】【市議】【市長】選挙結果の記録整理 ・【市長】選挙結果を市選管に報告(9:00まで) 開票録写し 開票結果の報告書 ・【県議】【市議】選挙結果を県選管・市選管に報告(11:30まで) 開票録写し 開票結果の報告書 ・投・開票所器材撤収及び整理 ・【県議】【市議】当選告知及び当選証書付与(伝達) 県議 15:00 市議 15:30 ・ポスター掲示場撤去開始	事77、市事77 事77、市事77 法101の3②、105①	●【県議】【市議】選挙会開催 10:00 区役所 ●【市長】選挙会開催 10:00 委員会 ・【県議】【市議】【市長】開票録写し、開票結果の報告書を検収 ・【県議】【市議】【市長】選挙録の作成 ・【県議】【市議】【市長】当選人決定の報告 ・【県議】【市議】【市長】選挙録等の送付	法80 法80 法66③、80、令74 法83 法101の3、事76、市事77 法83、令85、市事77	・県選管 【県議】開票録写し・開票結果・選挙結果の報告書を検収、当選人の決定報告・選挙録等受理
4/9	火	2	16	11	・礼状発送		・礼状発送				
4/10	水	3	17	12			・ポスター掲示場撤去に伴う検収				
4/11	木	4	18	13							・【市長】任期満了日
4/22	月	15	29	24	・【市議】【市長】選挙の効力に関する異議申出期限 ・【市議】【市長】当選の効力に関する異議申出期限 ・【市議】【市長】選挙運動費用収支報告書提出期限	法202① 法206① 法189①	・【県議】【市議】選挙運動費用収支報告書を県選管・市選管へ送付(随時)				・【県議】選挙の効力に関する異議申出期限 ・【県議】当選の効力に関する異議申出期限 ・【県議】選挙運動費用収支報告書提出期限
4/23	火	16	30	25					・【県議】【市議】【市長】供託書還付開始	令93②	
4/29	月	22	36	31							・【県議】任期満了日
5/1	水	24	38	33							・【市議】任期満了日

凡 例

法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 規 = 公職選挙法施行規則 市事 = 公職選挙事務取扱規程(広島市)

事 = 公職選挙事務取扱規程(広島県) 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程(広島県)

市条 = 広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

市公条 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例 市公規 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程

市議公条 = 広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例 市議公規 = 広島市議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する規程

県議公条 = 広島県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

地自法 = 地方自治法 地自令 = 地方自治法施行令 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

特例法 = 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

特例法施行令 = 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は276、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区 名	投票 区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所 及び不在者投 票記載場所 にあてた施設 の内訳	
		学 校	うち、 幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所 等	市関係 建 物	その他	区役所 等	市関係 建 物
中	23	20	3	—	—	2	—	—	1	1	—
東	22	10	1	—	3	5	1	3	—	2	—
南	33	18	3	2	—	11	—	2	—	1	—
西	37	17	—	1	2	16	—	1	—	1	—
安佐南	39	18	—	—	4	15	1	1	—	4	—
安佐北	60	16	—	—	—	39	1	2	2	3	1
安 芸	18	5	1	2	2	4	1	3	1	4	—
佐 伯	44	10	—	5	9	18	1	1	—	2	—
市 計	276	114	8	10	20	110	5	13	4	18	1

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

〔中区〕		★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区
投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	上野学園ホール3階	広島市中区白島北町19番1号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町26番3号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町20番3号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町3番10号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地7番9号
袋町	袋町小学校1階玄関ホール	広島市中区袋町6番36号
★大手	広島みらい創生高等学校1階多目的教室A	広島市中区大手町四丁目4番4号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町8番49号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目1番34号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目10番8号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町10番8号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目4番60号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目2番7号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目14番12号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町2番8号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目5番39号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町1番36号
舟入東	舟入高等学校北棟1階	広島市中区舟入南一丁目4番4号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目9番48号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目1番13号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目2番53号
江波第三	栄光こども園ホール	広島市中区江波西二丁目32番1号
投票区数		23

〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目8番8号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品第一	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
上温品第二	菰口集会施設	広島市東区温品町1988番地
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	県立広島中央特別支援学校(旧盲学校)体育館	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	22	

〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区の場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広島大学附属中・高等学校1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
刈崎	柞木会館(柞木公園内)	広島市南区仁保三丁目2番8号
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号

出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目3番1号
似島	似島集会所	広島市南区似島町字家下7番地74
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島3番地9
投票区数	33	

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校電気室	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター（旧 西隣保館）	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町3番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番4号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	市営井口住宅東棟集会所	広島市西区井口三丁目4番1号
投票区数	37	

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号

安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号
安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘億団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地3
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区伴西五丁目1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区伴中央二丁目5番80号
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区伴東三丁目6番1号
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区大塚西一丁目26番6号
沼田第八	沼田合同庁舎	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数		39

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋地区多目的ホール	広島市安佐北区白木町大字志路5511番地6
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目19番10号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	桧山会館	広島市安佐北区大林町2584番地2

大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地5
綾ヶ谷第二	綾西集会所（綾西会館）	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地1
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番地1
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地2
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数		60

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	瀬野学区集会所	広島市安芸区上瀬野二丁目16番12号
みどり坂	みどり坂小学校体育館	広島市安芸区瀬野西一丁目38番1号
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	西古谷公園仮設投票所	広島市安芸区船越一丁目33番
矢野第一	矢野幼稚園	広島市安芸区矢野西六丁目12番2号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数		18

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
第三十一	石内北小学校体育館	広島市佐伯区石内北三丁目23番1号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	44	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

区 分	開設期間
広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙	平成31年3月30日から平成31年4月6日まで
広島市長選挙	平成31年3月25日から平成31年4月6日まで

区 名	期日前投票所等施設名	所在地
中	中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	東区役所3階第4・第5会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	南区役所4階4-1, 4-2, 4-3会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所会議室	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
安佐北	安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1
安 芸	安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐 伯	佐伯区役所3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区 名	開票所施設名	所在地
中	市立国泰寺中学校体育館	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立中広中学校体育館	広島市西区中広町三丁目1番41号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立広島中等教育学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安 芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐 伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿登録者数

今回の選挙にかかる選挙時登録は、「地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令」（平成30年政令第336号）の規定により、次のとおり行った。

(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成31年 3 月23日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月7日）により
算定

区 名	平成31年 3 月23日現在の選挙人名簿登録者数		
	男（人）	女（人）	計（人）
中	51,872	60,771	112,643
東	47,063	52,343	99,406
南	57,175	60,490	117,665
西	74,686	80,981	155,667
安佐南	93,931	99,834	193,765
安佐北	58,291	64,228	122,519
安 芸	32,416	32,891	65,307
佐 伯	55,090	59,344	114,434
広島市 計	470,524	510,882	981,406

② 登録の日

平成31年 3 月23日

(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録

広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録により、新たに登録された者は、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙はもとより、広島市長選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成31年 3 月28日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月7日）により
算定

区 名	平成31年 3 月28日現在の選挙人名簿登録者数		
	男（人）	女（人）	計（人）
中	51,878	60,778	112,656
東	47,072	52,359	99,431
南	57,194	60,498	117,692
西	74,683	80,974	155,657
安佐南	93,957	99,836	193,793
安佐北	58,289	64,220	122,509
安 芸	32,427	32,892	65,319
佐 伯	55,081	59,336	114,417
広島市 計	470,581	510,893	981,474
広島県 計	1,125,979	1,220,255	2,346,234

② 登録の日

平成31年 3 月28日

5 選挙長及び開票管理者等

(1) 選挙長及び同職務代理者等

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 名	選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開会時刻
中	中村 信介	隅田 一成	広島市中区役所 2階第1会議室	平成31年4月8日 午前10時00分～
東	前川 秀雅	篠原 富子	広島市東区役所 3階第3会議室	
南	大原 貞夫	漆原 正浩	広島市南区役所 3階3-1会議室	
西	舩木 孝和	福岡 美鈴	広島市西区役所 4階研修室	
安佐南	渡部 邦昭	田原 賀寿成	広島市安佐南区役所 3階第4会議室	
安佐北	大本 和則	國重 俊彦	広島市安佐北区役所 2階区長応接室	
安 芸	荒井 秀則	山本 秀樹	広島市安芸区役所 3階第一会議室	
佐 伯	久笠 信雄	北林 幹生	広島市佐伯区役所 3階応接会議室	

② 広島市長選挙

選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開会時刻
島本 登夫	国府田 澄江	広島市役所北庁舎 4階選挙管理委員室	平成31年4月8日 午前10時00分～

(2) 開票管理者及び同職務代理者

区 名	開票管理者	同職務代理者	区 名	開票管理者	同職務代理者
中	中村 信介	隅田 一成	安佐南	渡部 邦昭	田原 賀寿成
東	前川 秀雅	篠原 富子	安佐北	大本 和則	國重 俊彦
南	大原 貞夫	漆原 正浩	安 芸	荒井 秀則	山本 秀樹
西	舩木 孝和	福岡 美鈴	佐 伯	久笠 信雄	建部 賢次

6 選挙事務関係者

市・区職員等による従事の外、投票事務については、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙では全事務従事者の35.68%を、広島市長選挙では全事務従事者の35.39%を、それぞれ民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	85	—	118	98	216
	東	22	88	—	111	109	220
	南	33	90	—	182	130	312
	西	37	124	—	181	143	324
	安佐南	39	113	2	222	189	413
	安佐北	60	168	4	326	235	565
	安 芸	18	43	—	93	63	156
	佐 伯	44	105	—	211	162	373
市 計		276	816	6	1,444	1,129	2,579
期日前 投票所	中	8	21	18	54	4	76
	東	16	58	21	128	12	161
	南	8	16	26	85	10	121
	西	8	29	24	87	57	168
	安佐南	32	37	44	144	19	207
	安佐北	32	92	25	58	41	124
	安 芸	31	36	28	51	40	119
	佐 伯	16	47	38	91	4	133
市 計		151	336	224	698	187	1,109
合 計	中	31	106	18	172	102	292
	東	38	146	21	239	121	381
	南	41	106	26	267	140	433
	西	45	153	24	268	200	492
	安佐南	71	150	46	366	208	620
	安佐北	92	260	29	384	276	689
	安 芸	49	79	28	144	103	275
	佐 伯	60	152	38	302	166	506
市 計		427	1,152	230	2,142	1,316	3,688

② 広島市長選挙

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日投票所		① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に同じ					
期日前 投票所	中	13	23	18	54	4	76
	東	26	95	23	140	12	175
	南	13	20	26	69	10	105
	西	13	35	36	120	72	228
	安佐南	52	38	44	144	19	207
	安佐北	52	125	25	58	41	124
	安 芸	48	36	33	61	40	134
	佐 伯	25	60	38	91	4	133
	市 計	242	432	243	737	202	1,182
合 計	中	36	108	18	172	102	292
	東	48	183	23	251	121	395
	南	46	110	26	251	140	417
	西	50	159	36	301	215	552
	安佐南	91	151	46	366	208	620
	安佐北	112	293	29	384	276	689
	安 芸	66	79	33	154	103	290
	佐 伯	69	165	38	302	166	506
	市 計	518	1,248	249	2,181	1,331	3,761

(2) 開票事務関係者

区 名	開 票 管理者	開票立会人			開票事務従事者		
		①県議	②市議	③市長	市・区 選管書記	市・区 職員	計
中	1	—	6	3	22	123	145
東	1	4	6	3	25	170	195
南	1	—	8	3	24	136	160
西	1	—	5	3	20	190	210
安佐南	1	—	10	3	36	206	242
安佐北	1	4	9	3	27	244	271
安 芸	1	—	4	3	28	83	111
佐 伯	1	—	6	3	22	157	179
市 計	8	8	54	24	204	1,309	1,513

(3) 選挙会事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙 ② 広島市長選挙

区 名	選挙長	選挙立会人		選挙会 事務従事者	選挙長	選挙 立会人	選挙会 事務従事者
		県議	市議				
中	1	3	3	6	1	3	2
東	1	3	3	5			
南	1	3	3	3			
西	1	3	3	6			
安佐南	1	3	3	5			
安佐北	1	3	3	3			
安 芸	1	3	3	4			
佐 伯	1	3	3	5			
市 計	8	24	24	37			

7 選挙啓発事業

広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館、勤労青少年ホーム、地域福祉センター、各区スポーツセンター等、各区民文化センター、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所（12か所） 出張所（11か所）	期日前投票を周知するため、立看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	J R広島駅南口、中央公園、 J R西広島駅前（3か所）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域 投票所の変更があった地域 4月7日（日）	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑤ 懸垂幕の掲出	市役所本庁舎、各区役所 （9か所）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑦ ポスターの掲出	アストラムライン駅、広電宮島線 市内各駅等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
		大学、病院、店舗、金融機関等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを配布及び掲出を依頼した。
	⑧ 公共交通機関中吊り広告の掲出	市内電車、アストラムライン等	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用中吊り広告を掲出した。
	⑨ バス停上屋広告	市内路線バスのバス停 4月1日（月）～4月7日（日）	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用バス停広告を掲出した。
	⑩ 大型垂れ幕の掲出	本通り、金座街アーケード	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大型垂れ幕を掲出した。
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	各区での街頭啓発 3月30日（土）～4月6日（土）	各区において、区選管及び区明推協により、各区の繁華街において啓発物資を配布し、投票参加を呼びかけた。
		市明推協及び選挙ユースボランティア等による街頭啓発 ・実施日 3月30日（土） ・実施場所 JR広島駅南口	市明推協と市明るい選挙ユースボランティアにより、啓発物資を配布し投票参加を呼びかけた。
		県選管及び県明推協との合同街頭啓発 ・実施日 4月5日（金） ・実施場所 八丁堀交差点付近	県・市選管及び県・市明推協等合同で、啓発物資を配布し投票参加を呼びかけた。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等	② 宣伝車による巡回	・実施日 3月31日(日)、4月6日(土) 4月7日(日) ・宣伝車台数 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区各2台 計11台/日	選挙名、投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
	③ 花電車の運行	広島駅～広島港～広電西広島	選挙名、投票日等の周知看板を掲出した市内電車を走らせた。
広報活動等	① 市の広報番組での広報	3月30日(土)～4月6日(土)	市広報枠のラジオ番組及びラジオスポットで投票を呼びかけた。
	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報	3月15日(金)～4月7日(日)	選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	③ 市広報用Twitter、facebookでの広報	3月24日(日)～4月7日(日)	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	④ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 3/15号	選挙名、投票日及び期日前投票など、広く市民に呼びかけた。
	⑥ 大型ディスプレイ (デジタルサイネージ) での広報	シャレオ中央広場、広島駅南口地下広場、市役所本庁舎(3か所) 3月15日(金)～4月5日(金)	大型ディスプレイ等(デジタルサイネージ)に、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
		民間施設のデジタルサイネージ 3月15日(金)～4月7日(日)	本市のデジタルサイネージコンテンツ共有システムへ選挙啓発コンテンツを登録し、利用を推進した。
そ の 他	⑦ 区役所広告モニターでの広報	各区役所 3月15日(金)～4月5日(金)	各区役所1階に設置している広告モニターで、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
	⑧ スポーツ施設の大型ビジョンでの広報	マツダスタジアム 3月29日(金)～3月31日(日) 4月5日(金)～4月7日(日)	大型ビジョンを活用し、選挙名、投票日及び期日前投票等を周知した。
	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを住所異動者に配布した。
そ の 他	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等 3月24日(日)～4月7日(日)	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。
	③ イベントでの啓発	安佐動物園 3月2日(土)	模擬投票や選挙クイズを実施し、選挙への関心を高めるとともに、選挙名、投票日を周知した。

立候補予定者説明会を開催

立候補の届け出方法や選挙運動の概要などを説明します。

●市長選挙

☎3月24日(日)告示、4月7日(日)投票
開票予定の市長選挙に立候補を予定している人

☎2月20日(休)午後1時半～4時
☎市役所北庁舎(中区役所)

●市議会議員選挙

☎3月29日(金)告示、4月7日(日)投票
開票予定の市議会議員選挙に立候補を予定している人

☎2月26日(休)午後1時半～4時
☎市役所本庁舎

☎市選挙管理委員会(☎504-2519)へ

➡2513、☎504-2519)

**選挙事務臨時職員募集**

4月7日(日)に予定している「統一地方選挙」で、区内各投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所
【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助
【賃金】1万2500円(所得税引き後1万2383円)(平成30年度実績)

※臨時職員用の駐車場はありませんのでご注意ください

☎区選挙管理委員会(区政調整課内)(☎504-2544、☎541-3835)へ

**【重要】白島第一投票所が変わります**

4月7日(日)執行予定の統一地方選挙では、投票所が前回の選挙(平成29年県知事選挙)から変わります。該当の投票区にお住まいの人は、ご注意ください。

【変更前の投票所】

安田学園体育館(白島北町1-41)

【変更後の投票所】

上野学園ホール(白島北町19-1)

**投票所の臨時職員を募集します！**

4月7日(日)執行予定の「統一地方選挙」で、当日投票所で事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所 【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

【賃金】1万2,500円(所得税引き後1万2,383円) ※平成30年度実績

☎区選挙管理委員会事務局(区政調整課内)(☎568-7703、☎262-6986)



投票所が変わります

大事な投票忘れずに！



4月7日投票の統一地方選挙から、次の投票区の投票所を変更します(投票区の変更はありません)。

	投票所施設名	施設の所在地	投票区の区域
変更前	仁保緑地仮設投票所 (地方公団公園内)	仁保二丁目4	仁保一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 仁保南一丁目
変更後	榎木会館	仁保三丁目2-8 (榎木公園内)	

南区選挙管理委員会 (☎250-8934、☎252-7179)



P7・P8編集・西区役所区政調整課
〒733-8530 西区福島町二丁目2-1
☎532-0925 ☎232-9783

西区民だより

川風、潮風、緑の風
加藤の心を未来につなぐー西區

広島市西区役所 検索
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/nishi/>

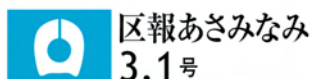
西区公式 Facebook
<https://www.facebook.com/nishi.hiroshima>

投票所が変わります

4月7日執行予定の統一地方選挙では、右表の投票区の投票所が、前回の広島県知事選挙と異なります。

南区選挙管理委員会 (☎532-0925、☎232-9783)

投票区	変更前	変更後
福島	福島保育園	西地域交流センター
観音	観音小学校PTA室	観音小学校体育館
井口第三	修大附属鈴峯女子中・高校講堂ロビー	市宮井口住宅東棟集会所



安佐南区の人口 / 244,237人(603人増)
安佐南区の世帯数 / 104,421世帯(1,092世帯増)
平成31年1月末現在(前年同月比)

あさみなみ

心かよわせ みんなでつくる 緑豊かなふるさと・安佐南

広島市安佐南区役所 検索
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/asaminami/>

安佐南区公式 Facebook
<https://www.facebook.com/asaminami.h>

投票所の臨時職員を募集します！

4月7日執行予定の「統一地方選挙」で、当日投票所での事務に従事する臨時職員を募集します。

【勤務場所】区内各投票所

【勤務時間】午前6時半～午後8時半

【事務内容】投票事務の補助

※臨時職員用の駐車場はありません

【賃金】1万2500円(所得税引き後1万2383円)(平成30年度実績)

南区選挙管理委員会(区政調整課内) (☎831-4925、☎877-2299)へ





お知らせ 船越西投票区の投票所が変更になります

4月7日に行われる「広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙」では、船越西投票区の投票所が変更になります。

投票所名・所在地		周辺図
変更前	変更後	
船越西部保育園 (船越一丁目41-9)	西古谷公園 仮設投票所 (船越一丁目33)	

●仮設投票所設置のため3月中旬から4月中旬の間は、西古谷公園の利用が制限されます
●公園内の駐車スペースは少ないため、ご注意ください
○3月25日(月)から4月6日(土)の間は、安芸区役所で期日前投票ができますのでご利用ください(3月29日(金)までは市長選挙のみの投票となりますのでご注意ください)
区選挙管理委員会 ☎821-4903、☎822-8069

4/7(日) 18歳選挙権になって初の統一地方選挙 市長選挙・市議会議員選挙 県議会議員選挙に投票を

選挙権年齢が18歳以上になってから初めての統一地方選挙です。広島の未来を託す大切な選挙に、あなたの一票を投票しましょう。

●投票できる人

平成13年4月8日までに生まれた人で、今年3月28日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(昨年12月28日までに住民基本台帳に登録された人)。

●転入・転出した人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。県内の他の市町に転出した人は、市長選挙・市議会議員選挙に投票できません。県外に転出した人は、市長選挙・市議会議員選挙・県議会議員選挙のいずれにも投票できません。詳しくはお住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

●投票時間は午前7時～午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時～午後6時。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時～午後6時です。

●「選挙のお知らせ」は世帯ごとに封書で届きます

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を、世帯ごとの「封書」(下イラスト)で郵送します。封筒の中には一人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます。投票所職員にお申し出ください)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。※「選挙のお知らせ」裏面は、期日前投票用の案内と宣誓書です。期日前

投票をする場合のみ、記入してお持ちください

●期日前投票のご利用を

投票日に仕事やレジャーなどで、投票に行けない人は、期日前に投票ができます。投票できる場所は、住所(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所はできません。

【日時】市長選挙は3月25日(月)～4月6日(土)、市議会議員選挙・県議会議員選挙は3月30日(土)～4月6日(土)のいずれも午前8時半～午後8時(土・日曜日も投票できます)

●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病气やけがなどのため自分で記入できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会に投票ができます(あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください)。

●選挙公報を配布します

選挙公報を朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

区選挙管理委員会 ☎504-2513、☎504-2519、区選挙管理委員会(ファクスは6㉵左)



区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753



区報なか
4.1号

P7・P8編集・中区役所区政調整課
〒730-8587 中区国泰寺町一丁目4-21
☎504-2543 ☎541-3835
中区の人口 / 134,263人 (1,672人増)
中区の世帯数 / 76,548世帯 (1,261世帯増)
平成31年2月末現在(前年同月比)



中区のまちづくりの
マスコットキャラクター
「なかちゃん」

なか

い き 活 き 中 区

ひろしま
市民の市政



広島市中区役所 検索
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/naka/>

白島北町、白島中町、白島九軒町の皆さんへ、大切なお知らせ

今回の統一地方選挙では、投票所がこれまでの安田学園(白島北町1-41)から、上野学園ホール(白島北町19-1)に変更になります。

※投票所へは、車で乗り入れすることはできませんので、ご注意ください

白島北町、白島中町、白島九軒町に在住で、「選挙のお知らせ」が届いた人

区市選挙管理委員会事務局
(☎504-2544、☎541-3835)

お間違えの無い
ようにご注意く
ださい。



English 中文 韓国語 Portuguese Español Filipino

音声読み上げ ふりがな 文字サイズ 標準 大 特大 背景色変更 白 青 黄 黒

Translate English 中文簡体 中文繁体 한글 キーワードを入力 検索 検索の仕方

暮らし・手続き

子育て・教育

健康・医療・福祉

まちづくり

文化・スポーツ

産業・雇用・ビジネス

観光

原爆・平和

市政全般

緊急災害情報サイト

防災(防災情報メール)

避難場所

救急当番医

組織別分類から探す

サイトマップ

広島市

The City of Hiroshima

メインメニューをスキップして本文へ移動

広島市ホームページ > 市政全般 > トピックス > 4月7日(日)は、広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙の投票日です。
広島市ホームページ > 市政全般 > 選挙 > 4月7日(日)は、広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙の投票日です。

4月7日(日)は、広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙の投票日です。

ツイート シェア 65 印刷用ページを表示する

4月7日(日)
広島市長選挙
広島市議会議員一般選挙
広島県議会議員一般選挙

投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)

★南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

告示日 広島市長選挙 平成31年3月24日(日)
広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙 平成31年3月29日(金)

※選挙運動は、告示日に立候補の届出が受理されてから行うことができます。

>>>投票区・投票所一覧

- 1 投票日当日に広島市で投票できる人
- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。
- (1)日本国籍を持っている人
 - (2)平成13年4月8日までに生まれた人(投票日に満18歳以上)
 - (3)平成31年3月28日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成30年12月28日までに住民基本台帳に記録された人)
3月28日現在、広島市に住所がなくても、3ヶ月以上広島市の住民基本台帳に記録されていた人は、広島県議会議員一般選挙のみ広島市で投票できる場合があるので、お問い合わせください。
- ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。
- (1)投票日当日、広島市の住民基本台帳に記録されている選挙人の場合

区分		投票できる選挙			投票場所	
		県議選	市議選	市長選	以前の住所	現在の住所
県外から広島市へ転入	平成30年12月28日までに広島市へ転入の届出をした人	○	○	○	—	○(広島市)
	平成30年12月29日以降に広島市へ転入の届出をした人	投票できない	投票できない	投票できない	—	—
県内他市町から広島市へ転入	平成30年12月28日までに広島市へ転入の届出をした人	○	○	○	—	○(広島市)
	平成30年12月29日以降に広島市へ転入の届出をした人	△(※1)	投票できない	投票できない	△(※1)(県内他市町)	—
広島市内で転居(既登録者)※2	平成31年3月1日までに転居の届出をした人	○	○	○	—	○
	平成31年3月2日以降に転居の届出をした人	○	○	○	○	—

※1 広島県内の以前の住所地で投票するためには、次の(1)～(3)を全て満たす必要があります。
(1)広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること

- (2) 広島県内の市町の間でのみ住所を変えた人であること
 (3) 引き続き広島県内に住所を有することについて、証明書を提示又は確認を受けること

※2 平成30年12月1日までに広島市の住民基本台帳に記載され、広島市の選挙人名簿に登録された人に限る。

(2) 広島市外に転出した人は、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙は投票できません。広島県外に転出した人は広島県議会議員一般選挙も投票できません。広島県内の他市町に転出した人は、広島県議会議員一般選挙のみ投票できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2 投票のしかた

◆投票用紙に、候補者氏名を記入してください。

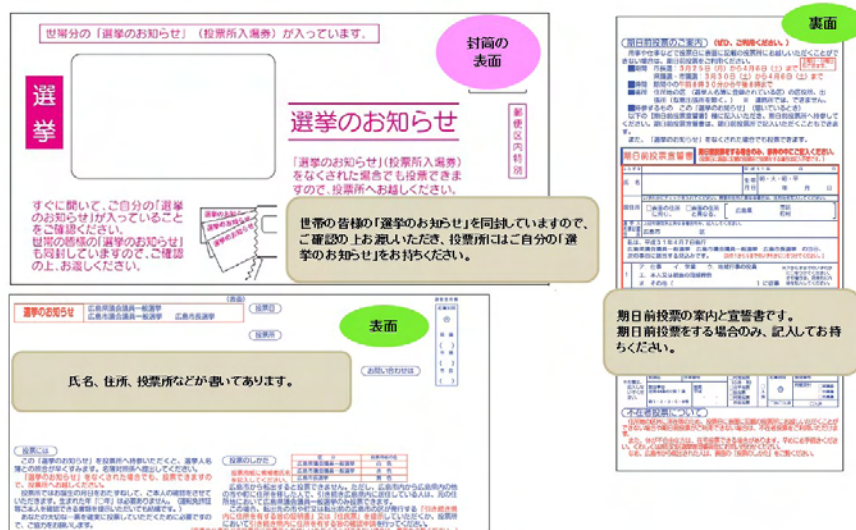
選挙の種類	投票用紙の色
広島県議会議員一般選挙	白色
広島市議会議員一般選挙	水色
広島市長選挙	黄色

3 「選挙のお知らせ」

投票できる人に郵送する「選挙のお知らせ」は、世帯ごとの封書で順次お送りします。封筒の中には1人1枚ずつ、日時・場所などを記載した「選挙のお知らせ」が入っておりますので、投票するときにご持参ください。(下のイメージ図をご参照ください。)届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、「選挙のお知らせ」を、届いた後になくされたり、投票される際に持参されていなくても投票できますので、投票所や期日前投票所で、その旨を伝えてください。

【イメージ図】



4 期日前投票

仕事や投票区域以外でのレジャーなどで選挙期日当日、投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

■広島市長選挙

◆日時

3月25日(月)から4月6日(土)の午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日投票できます。)

◆場所

住所地(選挙人名簿登録地)の区役所又は出張所(似島出張所を除く。)※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」(なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)*印鑑は必要ありません。

順次お送りしますので、届いている場合は裏面の期日前投票宣誓書欄に記入しお持ちください。

◆昨年12月24日から12月28日までに広島市に転入の届出をされた人で、「1 投票日当日に広島市で投票できる人」にあてはまる人の広島市長選挙の期日前投票は、3月28日以降となります。

■広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙

◆日時

3月30日(土)から4月6日(土)の午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日投票できます。)

◆場所

住所地(選挙人名簿登録地)の区役所又は出張所(似島出張所を除く。)※連絡所ではできません。

◆持っていくもの

「選挙のお知らせ」(なくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。)*印鑑は必要ありません。

順次お送りしますので、届いている場合は裏面の期日前投票宣誓書欄に記入しお持ちください。

期日前投票所(及び不在者投票記載場所)一覧表

5 不在者投票

名簿登録地の選挙管理委員会における選挙期日当日の投票は、原則、期日前投票となりますが、一部の投票については、不在者投票となります。

◆不在者投票のできる場所

○都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等(入院・入所中の人に限られます。)

○名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会(出張等で他の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票する場合など)

◆広島市の選挙人名簿に登録されている人が、他の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票する場合は「不在者投票請求書・宣誓書」(219KB)(PDF文書)を、登録されている区選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)または、電子申請で請求してください。(ご利用には公的個人認証による証明書の電子署名が必要です。)

◆広島市長選挙の不在者投票は3月25日(月)からで、広島市議会議員一般選挙、広島県議会議員一般選挙の不在者投票は3月30日(土)からです。このため、それ以前に広島市議会議員一般選挙、広島県議会議員一般選挙の投票ができる方から「不在者投票請求書・宣誓書」が提出された場合、3月30日(土)以降に3種類の投票用紙等を郵送により交付することとしています。

お急ぎで、広島市議会議員一般選挙と広島県議会議員一般選挙の投票を請求されない場合(広島市長選挙のみ投票する場合)は「不在者投票請求書・宣誓書」(219KB)(PDF文書)の「広島市議会議員一般選挙」と「広島県議会議員一般選挙」の文字を二重線で消して請求するなど、その旨を明記してください。この場合、3月25日以降に広島市長選挙の投票用紙を交付します。

6 重度身体障害者等の在宅投票

重度の障害のある人などで、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は4月3日(水)までに区選挙管理委員会に請求してください。

詳しくは、関連情報 >>>体が不自由な人の投票は？ をご覧ください。

7 点字・代理投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

8 選挙公報

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、広島市長選挙においては、3月31日(日)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に、広島市議会議員一般選挙、広島県議会議員一般選挙においては、4月4日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みました。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも備え付けています。

広島市ホームページにも掲載しています。広島市長選挙選挙公報はこちら
広島市議会議員一般選挙公報はこちら

9 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

10 広島県知事選挙(平成29年11月12日執行)と投票所が異なる投票区

次の投票区は投票所が広島県知事選挙の投票所と異なります。ご注意ください。

投票区・投票所一覧はこちらをご覧ください。>>>投票区・投票所一覧

区	投票区	投票所	住所	(県知事選挙投票所)
中区	白島第一	上野学園ホール3階	中区白島北町19-1	安田学園体育館1階
中区	大手	広島みらい創生高等学校1階多目的教室A	中区大手町四丁目4-4	大手町商業高等学校体育館
南区	湊崎	柞木会館(柞木公園内)	南区仁保三丁目2-8	仁保緑地仮設投票所(地方こころ公園内)
西区	福島	西地域交流センター(旧西隣保館)	西区福島町一丁目19-12	ふくしま保育園
西区	観音	観音小学校体育館	西区観音本町二丁目1-26	観音小学校PTA室
西区	井口第三	市営井口住宅東棟集会所	西区井口三丁目4-1	修大附属鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー
安佐南区	沼田第八	沼田合同庁舎	安佐南区伴東七丁目64-8	沼田公民館
安佐北区	小河原	小河原町民センター	安佐北区小河原町789-1	氏之原集会所
安佐北区	安佐第十六	飯室小学校体育館	安佐北区安佐町大字飯室1544	飯室集会所
安佐北区	安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	安佐北区安佐町大字飯室3052-1	安佐北区役所安佐出張所
安芸区	船越西	西古谷公園仮設投票所	安芸区船越一丁目33	船越西部保育園

11 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会		
市 → 電話504-2513	南 区 → 電話250-8934	安佐北区 → 電話819-3959
中 区 → 電話504-2544	西 区 → 電話532-0925	安芸区 → 電話821-4903
東 区 → 電話568-7703	安佐南区 → 電話831-4927	佐伯区 → 電話943-9753

12 その他

広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は[>>>こちら](#)をご覧ください。
広島県選挙管理委員会からのお知らせ等は[>>>こちら](#)をご覧ください。

◎ 候補者情報

[○広島市長選挙](#)

[○広島市議会議員一般選挙](#)

[○広島県議会議員一般選挙](#) (広島県ホームページ)

関連情報

[投票区・投票所一覧表](#)

[期日前投票所\(及び不在者投票記載場所\)一覧表](#)

[選挙管理委員会への問い合わせは？](#)

ダウンロード

[不在者投票請求書・宣誓書\(219KB\)\(PDF文書\)](#) 

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。[詳しくはビューワーをご覧ください。](#)(別ウィンドウで開きます。)

このページに関するお問い合わせ先

市選挙管理委員会事務局 啓発課 啓発担当
電話:082-504-2594 / FAX:082-504-2069
メールアドレス:shisenkan@city.hiroshima.lg.jp

[ページの先頭へ](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) | [携帯電話・スマートフォンサイトのご案内](#) | [ウェブアクセシビリティについて](#)

おしえてコールひろしま

市役所へのお問い合わせに、お気軽にご利用ください。

電話:082-504-0822

年中無休 受付時間:8時～21時

広島市役所

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
代表電話 082-245-2111 [[地図](#)・[交通手段](#)]

Copyright © 2015 The City of Hiroshima. All rights reserved.

〔住民異動者に対する周知用チラシ〕

4月7日(日)は 広島県議会議員選挙 広島市議会議員選挙 の投票日です!! 広島市長選挙

広島市で投票できる方 次の表の①と②をともに満たす人です。

① 年齢要件	② 住所要件
平成13年4月8日までに生まれた人 (選挙期日において満18歳に達する人)	平成31年3月28日現在、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる 日本国民(平成30年12月28日までに住民基本台帳に登録された人) ※3月28日現在、広島市に住所がなくても、3か月以上広島市の住民基本台帳に登録されてい た人は、県議会議員選挙のみ投票できる場合があります。

最近住所を変えた方の投票の可否と投票地

最近住所を変えた方はご注意を。

広島市内で転居した人(既に選挙人名簿に登録されている人)の投票地は以下のとおりです。

・3月1日までに届出をした人は現在の住所地(転居後の住所地) ・3月2日以降に届出をした人は旧住所地(転居前の住所地)

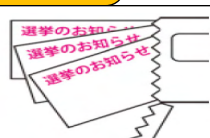
広島市外に転出した人は、市議会議員選挙及び市長選挙は投票できません。広島県外に転出した人は県議会議員選挙も投票できません。
広島県内の他市町に転出した人は、県議会議員選挙のみ投票できる場合があります。

※ 広島市から県内の他市町へ転出した人が、広島市で投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 広島市のいずれかの区で選挙人名簿に登録されていること。
- ② 広島県内の市や町の間でのみ住所を変えていること。
- ③ 引き続き県内に住所を有することについて、証明書を提示又は確認を受けること。

選挙のお知らせを「封書」でお届けします

世帯ごとにまとめて「封書」でお送りします。
ご自分の「選挙のお知らせ」が入っていることを確認いただき、世帯の皆様にもお渡しください。(なくした場合も投票できます。)



投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票用紙

候補者氏名を記入してください。

広島県議会議員選挙 白色の用紙
広島市議会議員選挙 水色の用紙
広島市長選挙 黄色の用紙

期日前投票

仕事・レジャーなどで、4月7日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。午前8時半から午後8時まで(土・日曜日も投票できます。)

【期日前投票ができる期間】	市長選挙は	3月25日(月) ~4月6日(土)	昨年12月24日から12月28日までに広島市に転入の届出をされた方が、「広島市で投票できる方」に該当する場合は3月28日以降になります。
	県議会議員選挙・市議会議員選挙は	3月30日(土) ~4月6日(土)	—
【投票場所】	選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は仮設期日前投票所となります。) ※連絡所ではありません		
【持っていくもの】	「選挙のお知らせ」(裏面の期日前投票宣誓書欄に記入しお持ちください(届いているとき。))		

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票できます。投票用紙は4月3日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
- ② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

点字・代理投票

視覚に障害のある方は点字投票ができます。また、病気やけがなどのため、自ら投票用紙に候補者氏名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。
お気軽に係員にお申し出ください。

他の市区町村での不在者投票

出張や旅行などで4月7日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)電子申請で請求することもできます(公的個人認証による証明書の署名が必要です。)

選挙公報を配布します

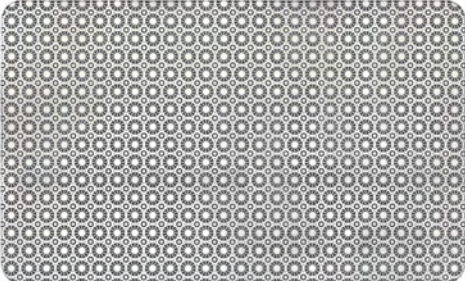
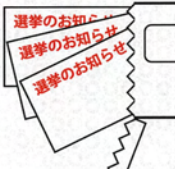
候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を市長選挙は3月31日(日)、県議会議員選挙及び市議会議員選挙は4月4日(木)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも届き次第準備付けます。

(お問い合わせ先)	市	⇒	Tel.504-2513	南区	⇒	Tel.250-8934	安佐北区	⇒	Tel.819-3959
市・区	中区	⇒	Tel.504-2544	西区	⇒	Tel.532-0925	安芸区	⇒	Tel.821-4903
選挙管理委員会	東区	⇒	Tel.568-7703	安佐南区	⇒	Tel.831-4927	佐伯区	⇒	Tel.943-9753

〔選挙のお知らせ（封筒）〕

市内居住者用

（表）

世帯分の「選挙のお知らせ」（投票所入場券）が入っています。		
選 挙		選挙のお知らせ
	「選挙のお知らせ」（投票所入場券）をなくされた場合でも投票ができますので、投票所へお越しください。	
すぐに開いて、ご自分の「選挙のお知らせ」が入っていることをご確認ください。 世帯の皆様の「選挙のお知らせ」も同封していますので、ご確認の上、お渡しください。		郵便区内特別
広島市中区選挙管理委員会（中区役所内）		
〒730-8587 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 電話 082-504-2544 ファックス 082-541-3835		

（裏）

●投票日に投票所へお越しいただくことができない場合は、期日前投票をご利用ください。 （くわしくは、同封の「選挙のお知らせ」をご覧ください。） ●選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折り込みます。 新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。 なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。

〔選挙のお知らせ〕

市内居住者用

(表)

選挙のお知らせ

広島県議会議員一般選挙
広島市議会議員一般選挙
広島市長選挙

投票日

投票所

お問い合わせは

選挙使用簿
名簿対照
⑤
県議
()
市議
()
市長
()

投票には

この「選挙のお知らせ」を投票所へ持参いただくと、選挙人名簿との照合が早く済みす。名簿対照係へ提出してください。
「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも、投票できますので、投票所へお越しください。
投票所ではお誕生の月日をおたずねして、ご本人の確認をさせていただきます。生まれた年「〇年」は必要ありません。(運転免許証等ご本人を確認できる書類を提示いただいても結構です。)
あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。

投票のしかた

投票用紙に候補者氏名を記入してください。
広島市から転出すると投票できません。ただし、広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続き広島県内に居住している人は、元の住所地において広島県議会議員一般選挙のみ投票できます。
この場合、転出先の市や町又は転出前の広島市の区が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示していただくか、投票所において引き続き県内に住所を有する旨の確認申請を行ってください。
(用事や仕事などで投票日に投票所へお越しいただくことができない場合は、裏面をご覧ください。)

区分

投票用紙の色

広島県議会議員一般選挙
広島市議会議員一般選挙
広島市長選挙

白色
水色
黄色

(裏)

期日前投票のご案内 (ぜひ、ご利用ください。)

用事や仕事などで投票日に表面に記載の投票所にお越しいただくことができない場合は、期日前投票をご利用ください。
■期間 市長選：3月25日(月)から4月6日(土)まで
県議選・市議選：3月30日(土)から4月6日(土)まで
■時間 期間中の午前8時30分から午後8時まで
■場所 住所地の区(選挙人名簿に登録されている区)の区役所、出張所(似島出張所を除く。) ※連絡所では、できません。
■持参するもの この「選挙のお知らせ」(届いているとき)以下の「期日前投票宣誓書」欄に記入いただき、期日前投票所へ持参してください。期日前投票宣誓書は、期日前投票所で記入いただくこともできます。また、「選挙のお知らせ」をなくされた場合でも投票できます。

期日前投票宣誓書

期日前投票をする場合のみ、赤枠の中にご記入ください。
(投票日に表面に記載の投票所で投票をする場合は記入不要です。)

氏名

平成31年 月 日

生年 月 日

明・大・昭・平

現住所

広島県 市 区 町 村

選挙人名簿記載の住所と異なる場合は、記入してください。

私は、平成31年4月7日執行 広島市議会議員一般選挙 広島市長選挙 の当日、次の事由に該当する見込みです。 (次の1から5までのいずれかに○をつけてください。)

1

ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員
エ. 本人又は親族の冠婚葬祭
オ. その他 () に従事
上記「1」以外の用事又は事故のため、※ア又はイのいずれかに○をつけてください。

2

ア. 当区以外 イ. 当区内 (投票区域外) に外出・旅行・滞在

3

疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難

4

住所移転のため、県内の他の市区町に居住
(この事由を選択した場合は、引き続き県内に住所を有する旨の確認申請をしたものとみなします。)

5

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

以上、真実であることを誓います。 広島市 区選挙管理委員会委員長 様

不在者投票について

住所他の区外に滞在等のため、投票日に表面に記載の投票所にお越しいただくことができない場合や期日前投票がご利用できない場合は、不在者投票をご利用いただけます。
また、体が不自由な方は、在宅投票できる場合があります。早めにお手続ください。くわしくは区別の選挙管理委員会にお問い合わせください。
なお、広島市から転出された人は、表面の「投票のしかた」をご覧ください。

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

県内転出者用

郵便はがき	料金後納郵便 きれいな選挙で 明るい未来	選挙事務	広島市安芸区選挙管理委員会（安芸区役所内） 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 〒736-8501 TEL(082)821-4903 FAX(082)822-8069 （差出人）	広島県議会議員一般選挙	選挙のお知らせ 投票日 平成31年4月7日（日） 投票所	選管使用欄 ※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所）の市や町又は転出前（旧住所地）の広島市の区が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示していただくか、引き続き県内に住所を有する旨の確認申請をしていただくことにより、表記の投票所で投票することができます。 ただし、転出先（現住所）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。 また、広島県外に転出した人も投票できません。 ※投票日当日、表記の投票所にお越しいただくことができない場合は、期日前投票又は不在者投票の制度をご利用ください。 ● 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く）で期日前投票をする場合 期日前投票所において、期日前投票宣誓書にご記入いただくとともに、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示していただくか、引き続き県内に住所を有する旨の確認申請が必要です。 また、この「選挙のお知らせ」を持参してください。 ● 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合 (1) 右の不在者投票請求書・宣誓書欄にご記入のうえ、この「選挙のお知らせ」を封筒に入れて（「引続居住証明書類を添付」にチェックを入れた場合は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を同封して）、表記の区選挙管理委員会に郵送してください（ファクス又は電子メールは不可）。 (2) 現住所に投票用紙などを郵送しますので、日時をお確かめのうえ、それを持って現住所地の選挙管理委員会で不在者投票をしてください。 (3) 郵便のやりとりには日数を要しますので、請求は早めに行ってください。		不在者投票請求書・宣誓書 私は、平成31年4月7日執行広島県議会議員一般選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。 以上、真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。 平成31年 月 日 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>選挙人名簿に記載されている住所</td> <td>広島市 区</td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>電 話</td> <td>() -</td> </tr> </table> いずれかにチェックを入れてください。 ☐ 引続居住証明（「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」書類を添付「書」又は「住民票」を同封してください。） ☐ 引き続き県内に住所を有する旨の確認申請を行う （いずれにもチェックがされていない場合は、確認申請を行ったものとみなします。）		不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住		現住所	〒	選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区	ふりがな氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	電 話	() -
不在者投票事由 住所移転のため、他の市や町に居住															
現住所	〒														
選挙人名簿に記載されている住所	広島市 区														
ふりがな氏名															
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日														
電 話	() -														
期日前投票・不在者投票ができる期間及び時間 ■ 3月30日(土)から4月6日(土)まで ■ 期間中の午前8時30分から午後8時まで （広島市以外では、時間や場所について各市町にお問い合わせください。） 土曜日・日曜日 もできます。															